徳島県
TOKUSHIMA Pref.



東京23区に在住又は通勤されていた方へ

令和８年度

徳島わくわく移住支援事業

徳島県 移住支援金

移住費用がもらえるチャンス！



徳島県では、東京圏※から徳島県に移住して
就業・起業等した方に移住支援金を支給する
「徳島わくわく移住支援事業」を実施しています。

※東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県の条件不利地域を除く

移住支援金

単身

60万円

二人以上の世帯

100万円 ＋

18歳未満の子どもがいる場合
子ども一人につき 100万円（最大）

例）子どもが二人いる世帯の場合
支給額／100万円+(100万円×2人)=300万円

移住先市町村により異なりますので、各市町村へご確認ください。

対象市町村・相談窓口

★徳島わくわく移住支援事業に関するお問い合わせは、移住先市町村へご確認ください。

徳島市 移住交流支援センター 088-621-5083	勝浦町 企画交流課 0885-42-2552	海陽町 産業振興課 0884-73-4161
鳴門市 商工政策課 088-684-1158	上勝町 企画環境課 0885-46-0111	松茂町 総務課 088-699-8710
小松島市 企画政策課 0885-32-2127	佐那河内村 企画政策課 088-679-2973	北島町 まちみらい課 088-698-9806
阿南市 観光交流課 0884-22-7404	石井町 総務課 088-674-1111	藍住町 企画政策課 088-637-3124
吉野川市 市長公室 0883-22-2203	神山町 産業観光課 088-676-1118	板野町 産業課 088-672-5994
阿波市 地方創生推進課 0883-36-8707	那賀町 みらいデジタル課 0884-62-1184	上板町 企画防災課 088-694-6824
美馬市 ふるさと振興課 0883-52-8009	牟岐町 企画政策課 0884-72-3420	つるぎ町 企画政策課 0883-62-3111
三好市 商工政策課 0883-72-7645	美波町 政策推進課 0884-77-3616	東みよし町 企画課 0883-82-6302



徳島県 生活環境部労働雇用政策課 移住交流室
〒770-8570 徳島県徳島市万代町1-1 徳島県庁5階 TEL.088-621-2834

住んでみんで徳島で！
Let's live in Tokushima

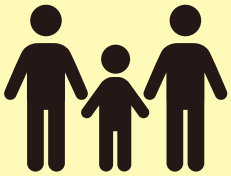
要件に該当するか、まずはセルフチェック!

住民票の異動を伴う移住をされた方が対象となります。

★『徳島県医師・看護職員移住支援金』との併用はできません。

\check/

☐ 「移住支援金」の申請時点で、徳島県へ移住後１年以内



徳島県へ移住前

☐ **移住前の状況** ①東京 23 区内に在住 又は ②東京圏※に在住し、東京 23 区内へ通勤

※東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県の条件不利地域を除く

☐ **移住前の10年間** ①②の期間が、移住する直前の 10 年間のうち通算 5 年以上

東京圏に在住しつつ、東京 23 区内の大学等へ通学し、東京 23 区内の企業等に就職し、通勤した方は、通学期間を対象期間とすることが可能。

☐ **移住前の直近1年間** ①又は②の期間が、移住する直前に連続して 1 年以上

3 つすべてを☑した場合、**移住前の要件を満たしています**

徳島県へ移住後

☐ 下記の「移住後の働き方」に関する要件のいずれかを満たしている

県内企業への就職

●「ジョブナビとくしま」掲載の移住支援金対象法人の対象求人で就業

●内閣府のプロフェッショナル人材事業等を利用して専門人材として就業



テレワーク

移住前の業務を引き続き徳島でテレワークで行う



起業する

創業支援補助金の交付決定を受けて起業する方



関係人口

移住前から地域と深く関わりがあった方

※市町村ごとに要件が異なります。詳しくは各市町村へご確認ください。



☐ 申請日から 5 年以上、継続して移住先市町村に居住する意志がある

2 つすべてを☑した場合、**移住後の要件も満たしています**

「移住支援金」を受給できる可能性あり!

※このチェックフローは簡易版であり、受給対象者であることを保証するものではありません。
受給対象者となるかは、移住先の市町村にてご確認ください。



ご注意ください!

以下に該当する場合は、全額または半額返還の対象となります。

【全額返還】

①虚偽の申請等をした場合
②移住支援金の申請日から3年未満に、移住支援金を受給した市町村から転出した場合
③移住支援金の申請日から1年以内に、移住支援金の要件を満たす職を辞した場合
④創業支援補助金に係る交付決定を取り消された場合

【半額返還】

移住支援金の申請日から3年以上5年以内に、移住支援金を受給した市町村から転出した場合



詳細はコチラ!

詳細は『徳島県』のホームページをご確認ください。

■移住支援金は、所得税と個人住民税の課税の対象となります。
このため、一時所得としてその他の所得と合算し、確定申告を行う必要がありますので、忘れずご申告ください。
■社会保障制度等の保険料や各種手当などにも影響が出る可能性がありますので、それぞれの制度の実施主体までご確認ください。
■確定申告等の情報は、国税庁のホームページをご確認ください。